

新 広 業 第 672 号
平成 21 年 1 月 19 日

保険医療機関等 各 位

新潟県後期高齢者医療広域連合
事務局長 池上 忠志

現役並み所得者の判定基準見直しに伴う留意事項について

日頃から、当広域連合の長寿医療制度に係る各種業務にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年 1 月 1 日から実施された、現役並み所得者の判定基準見直しに際し、関係機関の皆様にご留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 現役並み所得者の判定基準の見直しの内容

- ・長寿医療制度への移行に伴い、新たに現役並み所得者となった方について、その属する世帯の 70 歳から 74 歳の方を一部負担金の負担割合の判定に係る収入基準に含めることにより、従前と同様の負担割合（1 割）となるよう措置したものを。

詳細については裏面をご覧ください

2 新潟県の状況

- ・平成 20 年 12 月末現在の現役並み所得者（3 割）は約 15,000 人
- ・今回の制度改正により 3 割から 1 割に変更となった方は約 200 人
（該当となった方へは昨年 12 月中に 1 割の被保険者証をお届けしました）

3 ご確認いただきたいこと

- ・一部の医療機関様から今回の制度改正により、長寿医療制度の被保険者は全員 1 割負担となったのかとの問い合わせが数件ありました。
上記及び裏面事項を再確認いただき、被保険者証の確認について今後とも特段の御配慮をお願い申し上げます。

問い合わせ先

新潟県後期高齢者医療広域連合
業務課医療給付係 担当 箕輪
電 話 025-285-3222
E-mail jim11@niigata-kouiki.jp

現役並み所得者の判定基準見直し対象者

<対象者>

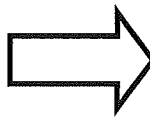
平成20年12月時点で被保険者証に『3割※自己負担限度額「一般」適用』と記載されていた被保険者が平成21年1月から『1割』へ変更となりました。

(平成20年12月時点の被保険者証)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	新潟県新潟市中央区新光町4番地1
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 8月 1日
交付年月日	平成20年 8月 1日
一部負担金の割合	3割 ※ 自己負担限度額「一般」適用
保険者番号並びに被保険者の名	39150008 新潟県後期高齢者医療広域連合
印	3割 ※ 自己負担限度額「一般」適用

(平成21年1月以降の被保険者証)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	新潟県新潟市中央区新光町4番地1
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 8月 1日
交付年月日	平成20年12月19日
一部負担金の割合	1割 (※平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用)
保険者番号並びに被保険者の名	39150008 新潟県後期高齢者医療広域連合
印	1割 (※平成20年12月31日までは3割・自己負担限度額「一般」適用)



対象となります被保険者へは平成20年12月下旬に市町村から被保険者証を郵送しております。

注意点

- 一部負担金の割合『3割』の被保険者は、平成21年1月以降も引き続き『3割』です。
- 平成20年12月時点で『3割※自己負担限度額「一般」適用』の被保険者証の交付を受けていた被保険者は、本人の申請を要せず12月下旬に市町村から『1割』の被保険者証が郵送されています。
- 上記(平成21年1月以降の被保険者証)をお持ちの被保険者は、平成21年1月1日以降受診分の一部負担金の割合が『1割』となります。
平成20年12月31日以前受診分は『3割※自己負担限度額「一般」適用』です。